

議案第 45 号

損害賠償の額を定め、和解することについて

次のとおり損害賠償請求調停事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、  
議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 相手方 愛知県名古屋市東区東新町 1 番地  
中部電力株式会社  
代表取締役 勝野 哲

2 事件名 伊賀簡易裁判所平成 30 年（ノ）第 8 号  
損害賠償請求調停事件

3 事件の概要

平成 27 年 7 月 15 日から 16 日にかけての台風 12 号の影響により、川上ダム建設に伴う代替施設として伊賀市が建設中の「生産管理用道路」（林道）開設工事の平成 26 年度整備済み箇所から北東に約 180m（高低差 90m）離れた下流にある中部電力阿保水力発電所の導水路に土砂が流出し、発電を停止させた。

4 損害賠償額 2, 200, 000 円

5 和解条項

(1) 伊賀市は、相手方に対し、本件損害賠償責務として、220 万円の支払義務のあることを認める。

- (2) 伊賀市は、相手方に対し、前項の金員を、平成31年5月末日限り、相手方の口座に振り込む方法により支払う。但し、振込手数料は伊賀市の負担とする。
- (3) 伊賀市は、第三者から相手方の火力発電単価に関する情報の開示を求められた場合、議会案件として説明を求められた場合を除き、伊賀市情報公開条例第15条の定めに従って開示前に相手方に開示請求のあったことを通知し、相手方に意見書を提出する機会を与えるものとする。
- (4) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (5) 相手方と伊賀市は、相手方と伊賀市との間には、本件に関し、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 調停費用は各自の負担とする。